

「全国肢体不自由児者福祉育英基金」設置要綱

(設置)

第1条 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会(以下「全肢連」という)に、全肢連理事・監事会の議決を持って、この基金を設置する。

(名称)

第2条 この基金は、全国肢体不自由児者福祉育英基金(以下「全肢連福祉育英基金」という)と称する。

(目的)

第3条 全肢連(47都道府県肢連)に所属する肢体不自由児者父母の会及び児者であって、団体・個人の事業で特に他の範となる取組を行い、もって肢体不自由児者の文化芸術・障害福祉増進に大きく寄与する事業及び支援に対し交付するものとする。

(基金)

第4条 全肢連福祉育英基金は故富山タキ様より寄付金50,000,000円の提供を受け、原資とする。

- 2 全肢連福祉育英基金設置時の原資の取り崩しは、第7条基金運営委員会の議決を経て、全肢連理事会の承認を得るものとする。
- 3 個人・企業・団体から肢体不自由児者の福祉増進を目的にする寄付金もこの全肢連福祉育英基金の原資とし運用するものとする。

(管理)

第5条 全肢連福祉育英基金並びに預金利子および寄付金は、金融機関に預金し、最も確実かつ有利な方法により管理する。

(事業)

第6条 第3条の目的を達成するために、その預金利子及び他の寄付金並びに全肢連の事業計画の範囲で全肢連福祉育英基金事業とし、以下を、その事業とする。

- 1 都道府県肢連及び地域父母の会が行う福祉・文化事業で他父母の会に、その事業の目的を浸透させるとともに、広く肢体不自由児者の福祉向上に資するもの
- 2 日常生活用具等の開発に資するもの
- 3 肢体不自由児者支援活動の取り組みを行おうとする新規事業に資するもの
- 4 美術・文化部門で、個人及び団体活動で特に社会的自立に資するものとする
- 5 その他

(全肢連福祉育英基金管理運営委員会の設置)

第7条 この全肢連福祉育英基金の適正な管理並びに第6条の事業の運営を図るために全肢連福祉育英基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 委員 若干名

(2) 監事 2名

(3) 委員及び監事は、全肢連理事・監事及び学識経験者(父母の会会員を含む)のうちから全肢連会長が委嘱する。

(4) 議事に専門的な意見を必要とするとき、学識経験者(父母の会会員含)の出席を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 前条の運営委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(職務)

第9条 委員長は、基金に関わる業務を総理し、この運営委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時は、その職務を代行する。

3 監事は、会計、その他業務の執行を監査する。

(任期)

第10条 委員及び幹事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により就任したものの任期は、前任者の在任期間とする。

3 委員及び幹事は、その任期満了でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(委員会の招集)

第11条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 諸事情で委員会を開催できない時は、書面・テレビ会議等で行うことができる。

3 委員会に係る費用(会場・旅費等)は、全肢連規定に基づき一般事業費から支出する。

(委員会の議事)

第12条 運営委員会は、次の事項を審議又は決定する。

(1) 事業計画

(2) 要綱・規定の変更

(3) その他必要な事項

2 運営委員会の議長は、委員長とする。

3 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところにある。

4 運営委員会終了後、議事録を速やかに作成し会長に報告後、所定の場所に保管する。

(会計)

第13条 この会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 この全肢連福祉育英基金の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、全肢連事務局が兼ねる。

(運営規定)

第15条 この全肢連福祉育英基金の運営については必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月4日より施行する。

初年度の運営委員及び幹事の任期は、令和4年3月4日から令和6年4月1日までとする。

一部改正 令和5年6月23日